インフルエンザ予防接種補助について、よくある質問（Q&A）

【接種補助券の紛失】

Q1．接種補助券を紛失してしまいました。インフルエンザ予防接種の費用補助を受けることはできませんか？

A．予防接種の費用補助を受けることはできます。接種補助券の再発行はできませんので、「インフルエンザ予防接種費用補助申請書（以下:補助申請書と記載）」に領収書を添付して健保組合に提出してください。

【補助対象者について】

Q2．妻が 8/1 に日本ガイシ健保組合の被扶養者になりました。インフルエンザ予防接種の費用補助を受けることができますか？

A．接種補助券はありませんが、費用補助は受けられます。
「補助申請書」に領収書を添付して健保組合に提出してください。
※8/1 以降に入社、被扶養者となった方、今年度 65 歳に到達する方で接種当日に 64 歳の方は「接種補助券」を配布しませんので、「補助申請書」で申請してください。

Q3．接種補助券の封筒が届きましたが、扶養になっている 70 歳の母の接種補助券は入っていません。補助対象ではないのでしょうか。

A．65 歳以上の方は日本ガイシ健保組合では費用補助はありません。ただし、満 65 歳以上の方は市区町村の補助がありますので、詳細はお住まいの市区町村にお問い合わせください。今年度中に 65 歳に達する方（1960.10.1～1961.4.1 生まれ）は「接種補助券」を配布されませんが、接種当日 64 歳の方は接種費用の補助を受けられます。
「補助申請書」にて、かかった費用の補助申請を行ってください。

Q4．配布された接種補助券は退職後、使用してもよいですか？

A．接種当日、日本ガイシ健保組合の資格がない方（資格喪失後）はお使いいただけません。

【接種方法及び接種補助券について】

Q5. 接種補助券が使用できる医療機関を確認する方法はありますか？

A．医療機関に直接問い合わせていただくか、以下のホームページで利用可能な医療機関の一覧リストをご確認ください。
①NPO あいち HP：http://npo-aichimed.or.jp
②健康保険組合愛知連合会ホームページ：http://kenporen-aichi.jp/influenza_list

また、接種補助券が使用できる医療機関には掲示物（「当院はインフルエンザ予防接種補助券が使用できます」）が貼られています。

Q6. 通常、子どもは２回接種をしますが、接種補助券で２回接種することはできますか？

A．できません。接種補助券では１回のみです。２回目を接種する場合は全額自己負担で接種を受けてください。

Q7. 9/1 付けで任意継続になりました。手元に持っている保険証等と接種補助券に記載されている記号番号とは異なるのですが、接種補助券を使用できますか？

A．配布した接種補助券は７月末現在の情報で作成していますので、前の保険証等の記号番号で印刷されている場合があります。保険証等の記号番号と接種補助券の記号番号が異なる場合は、接種補助券は使用せずに、一度全額自己負担で予防接種を受け、後日、接種補助券の裏面に領収書を添付して補助申請をしてください。

Q8. 接種補助券はなぜ愛知県以外では使用できないのですか？

A．愛知県医師会と健康保険組合連合会愛知が行っている事業であり、愛知県外では使用できません。また、愛知県内であっても当該事業に参加していない医療機関もあり、どこでも使用できるわけではありません。

【フルミスト点鼻薬について】

Q9. フルミスト点鼻液（経鼻弱毒生インフルエンザワクチン）を受けた場合は、インフルエンザ接種の補助対象になりますか。

Ａ．２歳～１９歳を対象に、鼻に噴霧する点鼻薬タイプの経鼻弱毒生インフルエンザワクチン「フルミスト点鼻薬」を接種された場合でもインフルエンザ予防接種費用補助の対象になります。接種補助券の利用も可能です。

【領収書】

Q10. 健保組合へ提出した領収書（原本）は、返却していただけますか？

Ａ．ご提出頂きました領収書（原本）は返却しません。領収書が必要な方は事前にコピーをとるか、または、「接種補助券」（裏面）に医療機関の証明をもらえれば、健保に領収書の原本を提出する必要はありません。詳細は通知の３項、『接種補助券の利用方法について』ご覧ください。
また、インフルエンザ予防接種費用は医療費控除の対象にはなりません。

【その他】

Q11. 居住地の市区町村でインフルエンザ予防接種の補助がある場合は併用してもよいでしょうか？

Ａ．市区町村の補助と併用することは可能です。但し、実際に負担したインフルエンザ予防接種費用の金額を申請してください。

Q12. 接種補助券が使用できる医療機関で接種補助券を使用せず、一旦全額立替え払いし、後日補助申請することも可能ですか？

Ａ．接種補助券をご利用いただくことで、窓口でのご負担が軽減され、事務手続きも簡略化されます。円滑な運用のため、接種補助券の積極的なご活用をお願いいたします。
なお、万が一接種当日に接種補助券を持参し忘れた場合でも、後日、補助申請を行うことが可能です。

Q13. 自分自身は会社でインフルエンザ予防接種を受けたので、自分の接種補助券を家族（子どもが２回接種する２回目用に、または健保の被扶養者になっていない者）に使用してもよいですか？

Ａ．接種補助券は券面に記載された接種者のみが使用できますので、他の人が使用することはできません。

Q14. 海外赴任者の接種補助券が職場に届いた場合、どうすればよいですか。

※接種補助券は８月上旬時点の情報をもとに作成されています。
Ａ．接種補助券は古い所属の職場に送られることがあります。ご家族が国内にいる場合は、ご家族へ送ってください。家族が日本にいない場合や送り先が不明なときは、「海外赴任中」と書いて接種補助券を健保組合に返送してください。